

資料 1



《国府線》 因幡万葉歴史館～市立病院 新路線運行開始のお知らせ

ご 案 内

平素より日本交通をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
 平素より日本交通をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

平成28年4月1日より「因幡万葉歴史館～津ノ井駅～市立病院」を結ぶ新路線を運行開始致します。

因幡万葉歴史館で日ノ丸自動車の「中河原線」と
 接続しますので、通勤・通学及び市立病院への通院
 等にどうぞご利用ください。

お客様のご利用を心よりお待ちしております。

1. 運行開始日
 平成28年4月1日(金)～

2. 運行便数
 1日4往復8便(土日祝7便)

3. 運行系統
 【因幡万葉歴史館～生山～津ノ井駅～市立病院】

4. お問い合わせ
 日本交通 鳥取営業所 バス営業課
 TEL 0857-23-1122

時 刻 表

◆因幡万葉歴史館 ⇒ 市立病院 行き (●…土日祝日休止便)

中河原線到着	平日	7:37	8:59	9:57	12:29
	土日祝	7:34	8:56	—	12:29

	1便	2便	● 3便	4便
因幡万葉歴史館	7:47	9:09	10:07	12:39
法花寺	7:49	9:11	10:09	12:41
三代寺	7:50	9:12	10:10	12:42
生山	7:54	9:16	10:14	12:46
鳥工前	7:54	9:16	10:14	12:46
桂木	7:55	9:17	10:15	12:47
津ノ井駅前	7:56	9:18	10:16	12:48
杉崎	7:57	9:19	10:17	12:49
西大路	7:59	9:21	10:19	12:51
市立病院	8:04	9:26	10:24	12:56

◆市立病院 ⇒ 因幡万葉歴史館 行き

	1便	2便	3便	4便
市立病院	10:29	11:56	13:42	18:20
西大路	10:33	12:00	13:46	18:24
杉崎	10:36	12:03	13:49	18:27
津ノ井駅前	10:37	12:04	13:50	18:28
津ノ井小学校前	10:38	12:05	13:51	18:29
桂木	10:38	12:05	13:51	18:29
鳥工前	10:39	12:06	13:52	18:30
生山	10:39	12:06	13:52	18:30
三代寺	10:42	12:09	13:55	18:33
法花寺	10:43	12:10	13:56	18:34
因幡万葉歴史館	10:46	12:13	13:59	18:37

中河原線発車	平日	11:00	12:26	14:10	18:50
	土日祝	10:56	12:23	14:09	18:47

運 行 経 路 図



平成28年度 雨滝上地線乗合タクシー運賃補助事業実績（日ノ丸ハイヤー）

	運行便数	乗車人数	走行距離	運行経費	運賃収入	市補助金	備考
4月	366便	726人	2,262.3km		42,137円		
5月	424便	839人	2,584.7km		48,275円		
6月	467便	925人	2,794.5km		50,787円		
7月	421便	756人	2,455.6km		42,620円		
8月	406便	666人	2,459.1km		44,281円		
9月	394便	782人	2,277.4km		40,940円		
10月	406便	766人	2,314.0km		41,318円		
11月	便	人	.0km		円		
12月	便	人	.0km		円		
1月	便	人	.0km		円		
2月	便	人	.0km		円		
3月	便	人	.0km		円		
調整							
合計	2,884便	5,460人	17,147.6km	円	310,358円	円	

【参考】

平成27年度 雨滝上地線乗合タクシー運賃補助事業実績（日ノ丸ハイヤー）

	運行便数	乗車人数	走行距離	運行経費	運賃収入	市補助金	備考
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
調整							
合計	便	人	.0km	円	円	円	

国府線 乗降調査

【調査期間】 平成28年10月1日～10月31日（1ヶ月間）

【調査対象】 便毎の総乗降者数

◆万葉歴史館 → 市立病院

	発時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
1便	7:47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	5
2便	9:09	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
3便	10:07	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
4便	12:39	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5
合計		0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	2	1	0	2	0	1	0	1	18

◇市立病院 → 万葉歴史館

	発時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
1便	10:29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
2便	11:56	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	6
3便	13:42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
4便	18:20	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計		0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	14

教育委員会分室の執務場所等の変更について

各総合支所の教育委員会分室の執務場所及び事務手続きの一部を変更します。

1. 検討の経過及び目的

「平成 22 年度総合支所のあり方検討会」で決定した基本方針は以下のとおりです。

「分室業務は存続し、可能な限り体制をスリム化する。併せて、中長期的に事務負担の軽減へ取り組む。」

この基本方針に基づき、平成 29 年度から機能的な体制を構築します。

2. 分室業務等の課題

- 総合支所各課と分室の執務場所が離れているため、地域内の情報が共有しにくい。
- 地域振興課長が分室長を併任しているため、執務場所の移動が頻繁となる。
- 支所長や副支所長等と執務場所が離れているため、決裁等の手続きが煩雑となる。
- 各学校への指示等は本課(※1 以下同)が直接行っており、分室へ情報が伝わりにくい。
- 各学校への許可権限は本課にあるため、分室と学校の連携がスムーズにできない。
- 保護者等の申請手続きについて、各学校から分室へ、その後本課へ送っている。
- 分室が管理している施設の維持修繕に係る業務が、予算等の関係で速やかにできない。

※1…本課とは教育委員会事務局の業務を担当する課のことである。

3. 分室業務等の変更点

【平成 29 年度】

1. 平成 29 年 4 月 1 日から総合支所内へ移転します。

※分室を孤立させることなく、総合支所内へ設置し、部署間連携をスムーズに行い、支所地域内の諸課題の共有と業務の効率化を図ります。

※コミュニティセンター、トレーニングセンター等へは嘱託職員を配置します。

2. 学校教育関連業務は教育委員会事務局担当課へ移管します。

※遠距離等通学補助金、ヘルメット購入補助金、学校の使用許可などの学校教育事務の手続きの流れを「各学校→分室→本課」から「各学校→本課」へ変更します。

※保護者等からの申請手続きは今まで通り各学校で受付します。

【平成 30 年度以降】

3. 社会体育、社会教育、団体事務、公民館業務等について、効率的な業務の見直しを行い、市民との協働のまちづくりを推進します。
4. 分室が管理している体育施設等について指定管理者制度を導入し、民間の活力を取り入れ、市民サービスの向上を図ります。

鳥取市ふれあい収集

ふれあい収集とは・・・

ふれあい収集とは、高齢の方や障がいのある方が、家庭から出るごみを、ごみステーションへ持ち出すことが困難な場合に、鳥取市が自宅前まで回収に行くサービスです。（このサービスを利用する場合も鳥取市指定ごみ袋を使用してください。）



対象世帯

次の要件に該当する世帯のうち、**現にホームヘルプサービスを利用し**、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯。

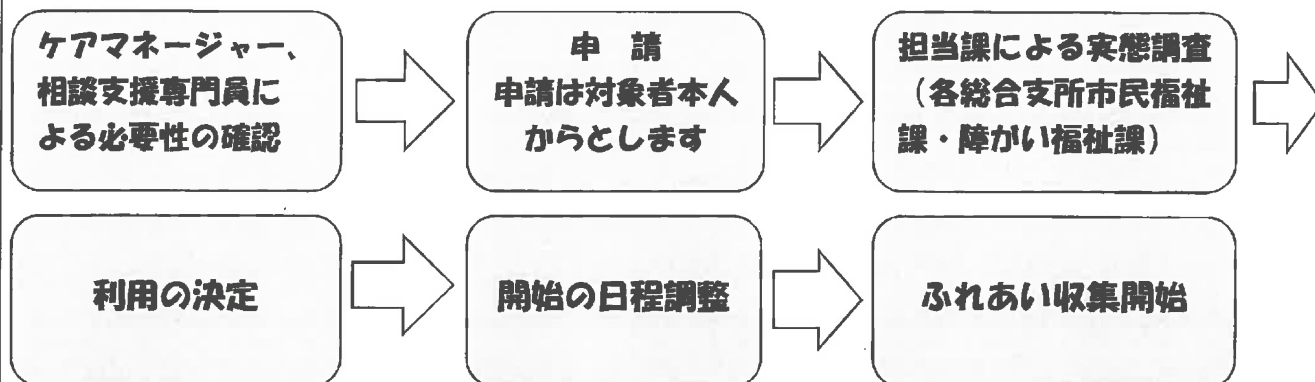
- ① 要介護1以上の1人暮らしの世帯
- ② 視覚障がい又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ③ 知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ④ 障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ⑤ ①から④に該当する方のみで構成される世帯

※特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入居されている場合や、親族、近隣住民、ボランティア等の協力でごみ出しが可能な方は対象にはなりません。また、収集条件によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。



ふれあい収集を利用するには申請が必要になります。

開始までの流れ



収集するごみの種類

可燃ごみ・プラスチックごみ・古紙類・食品トレイ・資源ごみ（びん・かん）・ペットボトル・乾電池等・小型破碎ごみの家庭から出るごみ

ふれあい収集を利用するにあたって・・・

- 鳥取市の家庭ごみの分別を行ってください。（可燃ごみ・プラスチックごみは、鳥取市指定のごみ袋に入れて出してください）
- 収集日は、現在の収集日と同じです。
- ごみは、収集容器に入れて排出してください。

お問い合わせ先

○国府町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-39-0557
○福部町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-57-2812
○河原町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-76-3113
○用瀬町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-87-3783
○佐治町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-88-0212
○気高町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-82-3159
○鹿野町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-84-2013
○青谷町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-85-0021
○鳥取市生活環境課	廃棄物対策係	電話番号 0857-20-3217

様式第1号（第3条関係）

鳥取市ふれあい収集申請書

年 月 日

鳥取市長 様

鳥取市ふれあい収集を、次のとおり申請します。

申請者	〒				
	住所				
	フリガナ	性別	生年月日 年 月 日 (歳)		
	氏名	男 ・ 女	電話番号		
該当要件	世帯の状況	氏名	年齢	続柄	状況（要介護度・障がい等級）
				本人	☐ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ☐ 視覚障がい ☐ 肢体不自由 1 ・ 2 級 ☐ 知的障がいA ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級
					☐ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ☐ 視覚障がい ☐ 肢体不自由 1 ・ 2 級 ☐ 知的障がいA ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級
					☐ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ☐ 視覚障がい ☐ 肢体不自由 1 ・ 2 級 ☐ 知的障がいA ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級
					☐ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ☐ 視覚障がい ☐ 肢体不自由 1 ・ 2 級 ☐ 知的障がいA ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級
	近隣の親族・住民等の協力の有無			☐ 無 ☐ 近隣の親族 ☐ 近隣の住民等	
ふれあい収集を申し込む理由 （集積所までのごみ出しが 困難な理由等）					
今までのごみの排出方法		☐ ホームヘルパーに出してもらっている ☐ 民生委員など、地域の人に出してもらっている ☐ その他			
収集を希望するごみの種類		☐ 可燃 ☐ 食品トレイ ☐ 資源 ☐ 小型破碎 ☐ プラスチック ☐ ペットボトル ☐ 古紙類 ☐ 乾電池等 ☐ 全品目			

地域振興会議 資料4		
平成29年1月20日		
担当課	企画推進部地域振興局	
	協働推進課	地域振興課
電話	0857-20-3170	0857-20-3185

地域内情報伝達設備整備に対する支援の考え方

1 背景

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められている。またそういった中で、地域コミュニティ活動を円滑に行うためには、自治会、町内会等の緊急連絡など、身近な情報の共有が不可欠であり、その情報を伝達するツール・設備についての重要性が再認識されている状況である。

《新市域における課題の特徴》

合併前から現在まで、アナログ方式防災行政無線等を利用し、防災情報はもとより、行政情報や地域内情報等(地域情報)を住民に伝達しているが、平成28年度から防災行政無線設備が「デジタル方式」に変更となることに伴い、その用途が「防災に関すること」に限定されるため、地域情報を伝達する手段の確保が課題となっている。

2 市の考え方の方向性

現在、地域コミュニティの維持・強化のために、市民が主体的に取り組む情報通信設備の整備にかかる経費について、一部助成を検討している。

3 現在検討している制度内容案

次の情報通信設備の設置(新設・更新)に係る経費の一部を助成。

	助成対象設備	助成対象経費
1	音声告知専用端末機器	音声告知専用端末機器の購入費並びにこれらの設置に要する標準的工事費
2	有線放送設備	有線放送設備の設置・更新に要する経費
3	地域無線システム設備	地域無線システムの設置・更新に要する経費

4 助成対象者

鳥取市自治連合会に加盟する町内会、集落、自治会(以下「町内会等」)

※複数の町内会等で構成する組織も可とする。

5 事業実施期間

平成29年4月1日から当分の間

6 その他

本助成金の利用は、期間内に1回限り。

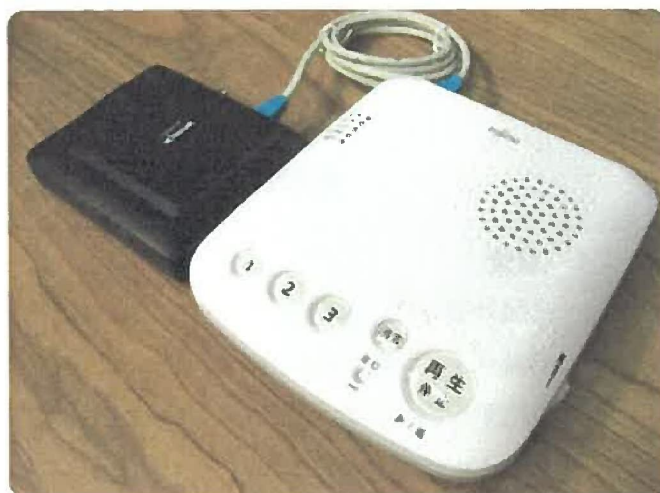
<裏面へ>

<参考：各設備の詳細>

○音声告知専用端末機器

ケーブルテレビ局がサービスするメニューのひとつで、情報を音声により迅速かつ正確に伝達できる地域情報提供システムです。

町内会等での地域内情報の伝達のほか、グループ設定をすれば、複数の町内会等や、地区公民館エリアでの情報伝達が可能で、放送内容を録音しておくこともできます。
※ケーブルテレビへの加入が必須です。



参考画像

○有線放送設備

従来から鳥取市内町内会等においても多く使用されている地域情報伝達システムです。

その多くは、集会所にアンプを設置し、各家庭に設置されたスピーカーとケーブルで接続することで情報が伝達されるシステムです。

ケーブルを拡大していくことで放送領域は拡大しますが、エリア別の放送は困難です。

○地域無線システム

限られたエリア（町内会等、ゴルフ場やスキー場などの敷地が広いレジャー施設など）で自営放送したい場合や、既設の有線放送設備の配線の劣化に伴う架線の張り替え、放送柱や架線柱の移設機会に合わせて設備の更新がなされている情報提供システムです。

近年、自治体の導入も増えてきており、本市においても設置されている町内会等もあります。

半径 10 km 程度までのエリアであれば基本的に無線免許は不要で、地区や複数町内会でグループを組むことも可能です。

参考イラスト

